

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問（情）第199号）

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった行政文書について不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成17年9月25日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、駐車整理票に個人情報である「氏名等」を記載させることが、個人情報を取り扱う事務の目的が明らかであり、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号。以下「個人情報保護条例」という。）に違反しないという法的根拠等が明記されている行政文書（以下「本件請求文書」という。）の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

なお、本件請求の開示請求書には、次の趣旨の内容が記載されていた。

- (1) 個人情報保護条例第5条（収集の制限）では、「個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。」と規定されている。
- (2) また、同条第4項では、「個人情報を収集するときは、あらかじめ、本人に対し、当該個人情報を取り扱う事務の目的を明示しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。」と規定されており、同項第4号で、「収集の状況からみて個人情報を取り扱う事務の目的が明らかであると認められるとき。」とされている。
- (3) しかし、実施機関が駐車場管理要領に基づいて必要であると主張する駐車整理票の場合において、「利用者氏名」は全く必要のない個人情報であるというのが常識であるにもかかわらず、実施機関は、個人情報保護条例第5条に違反して、利用目的を明示せず、氏名の記載を強要している。利用目的を全く明示せず、駐車整理票に個人情報である「氏名等」を記載させることは、個人情報保護条例の趣旨に違反する命令であるにもかかわらず、個人情報保護条例に違反しないとする実施機関の主張は全く不当である。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、本件請求文書について、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成17年10月11日付けで異議申立人に通知した。

なお、本件処分の通知書の備考欄には、「駐車整理票では個人情報を取り扱う事務の目的を明らかにしており、広島県個人情報保護条例第5条第4項の規定に違反するものではありません。」と記載し、駐車整理票の様式の写しを添付していた。

3 異議申立て

異議申立人は、平成17年10月16日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関は、駐車整理票には、個人情報を取り扱う事務の目的として、「この駐車票は、緊急に連絡を行う必要が生じた場合など当日の駐車場管理のみに使用するものです。（管理終了後は速やかに破棄いたします。）」との記述をしているから、個人情報保護条例には違反しないという説明をしている。
- (2) 実施機関は、個人情報である氏名等を取り扱う事務の目的について、「駐車場の管理において、緊急に連絡を行う必要が生じた場合などへ対応するため」としているが、駐車整理票には、自動車登録番号や用件先を記載するようになっており、例えば、ライトの消し忘れなどで緊急に連絡するときでも、自動車登録番号を放送で案内すれば十分足りる。また、利用者本人等が望んでいない場合に、個人情報である氏名を放送されることは、実施機関による一方的な裁量権の濫用である。駐車整理票の記載に、館内放送等によってプライバシーが公表されることへの応諾の意思を確認していない以上、氏名等の個人情報を駐車場管理のために記載させるという実施機関の主張は矛盾し、不当なものである。
- (3) 駐車整理票に自動車登録番号等を記載すれば駐車場の管理運用目的を充足するというのが一般社会の常識であるにもかかわらず、氏名等の個人情報が必要であるとする実施機関は、本件処分の通知書において、本件請求文書を故意に隠匿しているという疑義がある。
- (4) 個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段によって個人情報を収集するために必要となる部内の決裁文書等（法的根拠等が明記されている行政文書）の開示を求める。
- (5) 駐車整理票の余白記載の内容は、氏名等の個人情報の記載がなくても駐車が可能であるという、いわゆる任意性の明示は全くない。
- (6) 平成7年10月1日から施行された広島県個人情報保護条例（平成7年広島県条例第2号。平成16年広島県条例第53号による全部改正前のもの。以下「旧個人情報保護条例」という。）第6条においても、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にするよう規定されており、余白記載がなかったこともさることながら、「駐車整理票に個人情報である氏名等を記載させる目的が明らかであるとは考えていない」とする実施機関の主張は、同条例における条例違反の疑義をぬぐえないものである。
- (7) 個人情報保護条例は、旧個人情報保護条例を受けての規定であることから、利用目的を明示するか否かにかかわらず、「個人情報を取り扱う事務の目的が明らかで

あり、条例に違反しないという法的根拠等が明記されている行政文書」は必ず存在するはずであり、当該行政文書を速やかに開示するよう要求する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件処分について

駐車整理票に個人情報である「氏名等」を記載させる目的が明らかであるとは考えておらず、あくまでもその目的について説明が必要であると考え、現に駐車整理票の余白記載等により明示している。

したがって、異議申立人が、（個人情報の利用目的が明記されていないことを前提として）開示請求している本件請求文書を作成しているわけではない。

2 駐車整理票の使用目的

県庁外来者が県庁外来者駐車場（以下「駐車場」という。）を利用しようとする際は、実施機関が駐車場等を管理委託している委託業者の警備員から駐車場利用者に駐車整理票を手渡し、①利用者名、②連絡先の電話番号、③用件先、④自動車登録番号、⑤入庁時刻及び⑥退庁予定時刻を記入させることとしている。

この駐車整理票の使用目的は、「緊急に連絡を行う必要が生じた場合など当日の駐車場管理のみに使用するもの」であり、具体的には、利用者が県庁への用務のある者であることを確認するとともに、駐車場内での事故、ライトの誤点灯、その他緊急に連絡が必要な場合や翌日にかかる長時間の駐車の場合等で確認を行う必要があるときに備え、利用者に記入を求めているものであり、実際駐車場において接触事故が発生したこと等により利用者に連絡を取る必要がある場合には、駐車整理票に記入された用件先等に電話等により連絡を取っているところである。

具体的には、駐車整理票に記入された用件先に庁内電話により本人を呼び出し、これにより利用者本人と連絡が取れない場合は、連絡先の電話番号に連絡することにより、緊急時等の対応を行っている。また、これらにより利用者本人と連絡が取れない場合は、駐車整理票に記載された自動車登録番号の全庁放送により本人を呼び出すこととしている。

なお、異議申立人は、「利用者本人が望んでいない場合に個人情報である氏名を放送されることは、実施機関による一方的な裁量権の濫用」と主張するが、これまでも、実施機関は、全庁放送による本人呼び出しは自動車登録番号により行っていると説明しており、決して、駐車場利用者の個人名や連絡先の電話番号は放送していない。

3 駐車整理票の使用目的を明示した経緯

この駐車整理票の使用目的の説明については、これまで駐車場の管理業務委託業者の警備員が必要に応じ、口頭により利用者に対して行ってきたところであるが、平成17年4月からは、駐車整理票の下部欄外に緊急に連絡を行う必要が生じた場合など当日の駐車場管理のみに使用する旨明示するように、駐車場等の管理業務の委託契約締

結に当たり外来者駐車場等管理要領で定め、現に管理業務委託業者も駐車整理票を改めた。

これは、旧個人情報保護条例が平成17年4月に改正され、個人情報保護条例第5条第4項に「収集の状況から見て個人情報を取り扱う事務の目的が明らかであると認められるとき」（ただし書第4号）等を除き、「本人から直接書面（中略）に記載された当該本人の個人情報を収集するときは、あらかじめ、本人に対し、当該個人情報を取り扱う事務の目的を明示しなければならない。」と、実施機関における個人情報収集の際の目的明示義務を規定したためである。

そもそも駐車整理票への利用者名等については緊急時の対応等に備え記入を求めるものと概ね推測されるものと思われるが、必ずしもこの目的が明らかであるとはいえないと考えたため、この駐車整理票に「緊急に連絡を行う必要が生じた場合など当日の駐車場管理のみに使用する」と、コンパクトに明記することとしたわけである。

駐車場の利用者に説明を求められたときなど必要に応じ利用者に口頭により駐車整理票の使用目的について説明しており、実施機関としては、これについて十分な説明責任を果たしていると考えている。

4 本件請求文書の内容

異議申立人は、開示請求書において、個人情報保護条例第5条第4項を引用した上で、「実施機関は、個人情報保護条例第5条に違反して、利用目的を明示せず、氏名の記載を強要している。利用目的を全く明示せず、個人情報保護条例の趣旨に違反する命令であるにもかかわらず、個人情報保護条例に違反しないとする実施機関の主張は全く不当である。」と記載していた。

このため、実施機関としては、異議申立人が平成17年4月から駐車整理票の使用目的を明示していることを承知しておらず本件請求を行ったものと解釈し、本件処分の通知書とともに、駐車整理票の様式を示し、個人情報の利用目的を明示していることを説明したところである。

これに対して異議申立人は、異議申立書において、「実施機関は、個人情報である氏名等を取り扱う事務の目的について、『駐車場の管理において、緊急に連絡を行う必要が生じた場合などへ対応するため』としているが、駐車整理票には、自動車登録番号や用件先を記載するようになっており、例えば、ライトの消し忘れなどで緊急に連絡するときでも、自動車登録番号を放送で案内すれば十分足りる。」などと主張し、利用目的を明記していることを前提として、本件請求とは異なる視点から駐車整理票の是非について主張を行っている。

また、異議申立人は、「駐車整理票に自動車登録番号等を記載すれば駐車場の管理運用目的を充足するというのが一般社会の常識であるにもかかわらず、氏名等の個人情報が必要であるとする実施機関は、…『個人情報を取り扱う事務の目的が明らかであり、個人情報保護条例に違反しないという法的根拠等が明記されている行政文書』を故意に隠匿しているという疑義がある。」と主張している。

さらに、異議申立人は、「個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段によって個人情報を収集するために必要となる部内の

決裁文書等（法的根拠等が明記されている行政文書）の開示を求める。」とも主張しているが、本件請求の内容とは異なる主張を行っているものである。

5 結論

実施機関は、個人情報保護条例第5条第4項に基づき駐車整理票の使用目的を駐車整理票に明示しており、各利用者（特定の者を除く。）はその趣旨を理解した上で、駐車整理票に必要な事項を記入していると考えている。

（個人情報の利用目的が明記されていないことを前提として）本件請求文書を作成しているわけではない。

以上から、本件請求文書が不存在とした本件処分は妥当である。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、上記第2の1のとおり、「駐車整理票に個人情報である氏名等を記載させることが、個人情報を取り扱う事務の目的が明らかであり、個人情報保護条例に違反しないという法的根拠等が明記されている行政文書」の開示を求めたものであり、これに対して、実施機関は、本件請求文書を作成又は取得していないため、本件処分を行ったものである。

2 本件処分の妥当性について

本件処分に対して異議申立人は、異議申立書では、上記第3の2の（1）から（3）までの理由を挙げて（4）のとおり、「個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段によって個人情報を収集するために必要となる部内の決裁文書等（法的根拠等が明記されている行政文書）」の開示を求めると主張し、さらに、実施機関の理由説明書に対する意見書においては、上記第3の2の（5）及び（6）の理由を挙げて（7）のとおり、「利用目的を明示するか否かにかかわらず、『個人情報を取り扱う事務の目的が明らかであり、条例に違反しないという法的根拠等が明記されている行政文書』」の開示を求めると主張を変え、請求内容について、駐車整理票に個人情報を取り扱う事務の目的が明示されていることを前提としたものとしている。

しかしながら、開示可否の判断は、開示請求の時点、すなわち本件請求の内容に基づいて行われるものであって、その時点における内容は、本件請求の開示請求書の内容から、駐車整理票に個人情報を取り扱う事務の目的が明示されていないことを前提としたものと認められる。

さらに、当審査会において、実施機関が本件処分の通知書に添付した駐車整理票の様式を見分したところ、実施機関が説明するように、個人情報を取り扱う事務の目的が記載されており、異議申立人が本件請求の前提としている内容とは異なっていることが認められた。

そうすると、本件請求文書を作成していないという実施機関の説明は不合理とはいえない。

以上のことから、実施機関が、本件請求文書は存在しないとして、不存在を理由と

する本件処分を行ったことは妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|------------------------------------|--|
| 18. 2. 14 | ・ 諮問を受けた。 |
| 18. 2. 28 | ・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。 |
| 18. 6. 30 | ・ 実施機関から理由説明書を収受した。 |
| 18. 7. 27 | ・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。 |
| 18. 9. 19 | ・ 異議申立人から意見書を収受した。 |
| 29. 5. 22 (平成 29 年度第 2 回第 2 部会) | ・ 諮問の審議を行った。 |
| 29. 6. 19 (平成 29 年度第 3 回第 2 部会) | ・ 諮問の審議を行った。 |

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

| | |
|----------------------|-----------|
| 兒 玉 浩 生 | 弁護士 |
| 日 山 恵 美 | 広島大学大学院教授 |
| 山 田 健 吾 （ 部 会 長 ） | 広島修道大学教授 |